

議事日程(第3号)

令和3年12月14日 午前9時開議

- 日程第1 議案第83号 鳥取県西部広域行政管理組合営うなばら荘の廃止に伴う財産処分に関する協議について
- 日程第2 議案第84号 日南町税集合徴収等の特例に関する条例の廃止について
- 日程第3 議案第85号 日南町納税奨励条例の廃止について
- 日程第4 議案第86号 日南町税条例の一部改正について
- 日程第5 議案第87号 日南町国民健康保険税条例の一部改正について
- 日程第6 議案第88号 日南町介護保険条例の一部改正について
- 日程第7 議案第89号 日南町国民健康保険条例の一部改正について
- 日程第8 議案第90号 令和3年度日南町一般会計補正予算(第6号)
- 日程第9 議案第91号 令和3年度日南町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)
- 日程第10 議案第92号 令和3年度日南町介護保険特別会計補正予算(第3号)
- 日程第11 議案第93号 令和3年度日南町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)
- 日程第12 議案第94号 令和3年度日南町簡易水道事業会計補正予算(第2号)
- 日程第13 議案第95号 令和3年度日南町病院事業会計補正予算(第3号)
- 日程第14 議案第96号 工事請負契約の変更について(日南町庁舎空調設備改修工事)
- 日程第15 令和3年陳情第6号 辺野古新基地建設の中止と、普天間基地の沖縄県外・国外移転について国民的議論を行い、憲法に基づき公正かつ民主的に解決するべきとする意見書の採択を求める陳情
- 日程第16 令和3年陳情第7号 日野高等学校黒坂校舎グラウンドの陸上競技場トラック整備について
- 日程第17 発議第12号 島根原発の廃炉を求める意見書提出について
- 日程第18 発議第13号 憲法改正に反対する意見書提出について
- 日程第19 議員派遣の件
- 日程第20 委員会の閉会中の継続調査について
(議会運営委員会の調査)
(総務教育常任委員会の調査)
(経済福祉常任委員会の調査)
(議会広報常任委員会の調査)
(住宅政策及び中心地域調査特別委員会の調査)
-

本日の会議に付した事件

- 日程第1 議案第83号 鳥取県西部広域行政管理組合営うなばら荘の廃止に伴う財産処分に関する協議について
- 日程第2 議案第84号 日南町税集合徴収等の特例に関する条例の廃止について
- 日程第3 議案第85号 日南町納税奨励条例の廃止について
- 日程第4 議案第86号 日南町税条例の一部改正について
- 日程第5 議案第87号 日南町国民健康保険税条例の一部改正について
- 日程第6 議案第88号 日南町介護保険条例の一部改正について
- 日程第7 議案第89号 日南町国民健康保険条例の一部改正について
- 日程第8 議案第90号 令和3年度日南町一般会計補正予算（第6号）
- 日程第9 議案第91号 令和3年度日南町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第10 議案第92号 令和3年度日南町介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第11 議案第93号 令和3年度日南町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 日程第12 議案第94号 令和3年度日南町簡易水道事業会計補正予算（第2号）
- 日程第13 議案第95号 令和3年度日南町病院事業会計補正予算（第3号）
- 日程第14 議案第96号 工事請負契約の変更について（日南町庁舎空調設備改修工事）
- 日程第15 令和3年陳情第6号 辺野古新基地建設の中止と、普天間基地の沖縄県外・国外移転について国民的議論を行い、憲法に基づき公正かつ民主的に解決するべきとする意見書の採択を求める陳情
- 日程第16 令和3年陳情第7号 日野高等学校黒坂校舎グラウンドの陸上競技場トラック整備について
- 日程第17 発議第12号 島根原発の廃炉を求める意見書提出について
- 日程第18 発議第13号 憲法改正に反対する意見書提出について
- 日程第19 議員派遣の件
- 日程第20 委員会の閉会中の継続調査について
（議会運営委員会の調査）
（総務教育常任委員会の調査）
（経済福祉常任委員会の調査）
（議会広報常任委員会の調査）
（住宅政策及び中心地域調査特別委員会の調査）

出席議員（10名）

- | | | | | | |
|----|----|-----|----|----|-----|
| 1番 | 大西 | 保君 | 2番 | 岩崎 | 昭男君 |
| 3番 | 櫃田 | 洋一君 | 4番 | 久代 | 安敏君 |
| 5番 | 近藤 | 仁志君 | 6番 | 荒木 | 博君 |

7番 古 都 勝 人君

8番 岡 本 健 三君

9番 坪 倉 勝 幸君

10番 山 本 芳 昭君

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長 …………… 花 倉 幸 江君 書記 …………… 花 倉 順 也君

説明のため出席した者の職氏名

町長 …………… 中 村 英 明君 副町長 …………… 丸 山 悟君
教育長 …………… 青 戸 晶 彦君 総務課長 …………… 木 下 順 久君
企画課長 …………… 實 延 太 郎君 建設課長 …………… 財 原 積君
住民課長 …………… 浅 田 雅 史君 農林課長 …………… 坂 本 文 彦君
福祉保健課長 …………… 渡 邊 輝 紀君 教育次長 …………… 村 上 伴 樹君
教育課長 …………… 段 塚 直 哉君 会計管理者 …………… 長 崎 み よ君
農業委員会事務局長 松 本 道 博君 病院事業管理者 …………… 中 曾 森 政君
病院事務部長 …………… 福 家 寿 樹君

午前9時00分開議

○議長（山本 芳昭君） おはようございます。

ただいまの出席は10名です。定足数に達していますので、令和3年第8回日南町議会定例会を再開します。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

先般、8日の本会議にてお諮りしましたとおり、議案第87号について訂正をされましたので、御覧ください。

日程第1 議案第83号

○議長（山本 芳昭君） タブレットの議案書ファイル2ページをお開きください。

日程第1、議案第83号、鳥取県西部広域行政管理組合営うなばら荘の廃止に伴う財産処分に関する協議についてを議題とし、前回の議事を継続します。

本案に対する質疑は前回行いましたが、質疑漏れがあればこれを許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君） 質疑を終結します。

これより討論、採決を行います。

日程第1、議案第83号、鳥取県西部広域行政管理組合営うなばら荘の廃止に伴う財産処分に関する協議についての討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君） 討論を終結します。

これより採決を行います。

議案第83号は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君） 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第2 議案第84号

○議長（山本 芳昭君） タブレット7ページ。

日程第2、議案第84号、日南町税集合徴収等の特例に関する条例の廃止についてを議題とし、前回の議事を継続します。

本案に対する質疑は前回は行いましたが、質疑漏れがあればこれを許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君） 質疑を終結します。

これより討論、採決を行います。

日程第2、議案第84号、日南町税集合徴収等の特例に関する条例の廃止についての討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君） 討論を終結します。

これより採決を行います。

議案第84号は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君） 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第3 議案第85号

○議長（山本 芳昭君） タブレット8ページ。

日程第3、議案第85号、日南町納税奨励条例の廃止についてを議題とし、前回の議事を継続します。

本案に対する質疑は前回は行いましたが、質疑漏れがあればこれを許します。

9番、坪倉勝幸議員。

○議員（9番 坪倉 勝幸君） この条例を廃止することについて、納税組合や町民への

説明は、これまでされていきましたか。また、今後される予定について説明をお願いします。

○議長（山本 芳昭君） 中村町長。

○町長（中村 英明君） 御質問の件でございますが、昨年あたりから、どういまいしょうか、さきの集合の徴収条例の内容について変更させていただきますっていうことをお伝えしてきたつもりでありますし、またあわせて、そのことによりまして、今回の納税の奨励の分の条例についてもなくなりますというお伝えはさせていただいているつもりでございます。

○議長（山本 芳昭君） 9番、坪倉勝幸議員。

○議員（9番 坪倉 勝幸君） この条例の廃止について説明があったとは、私は捉えておりませんが、要するに、納税組合に対して説明がされていないと思うわけであり、今後される予定があれば、聞かせていただきたいんですけども、今、町内各地にあります納税組合は、これは、納税貯蓄組合法に基づいた組合員でしょうか。まず、そこを1点確認させてください。

○議長（山本 芳昭君） 浅田住民課長。

○住民課長（浅田 雅史君） まず初めに、地域または納税組合への説明ということですが、本案、可決賜れば、すぐに発送するように、例えば、3月までの納期のを納めていただくというの、結局振込としましては、事務処理等をしまして5月になるわけですので、5月までは納税組合残してほしい、通帳を残してほしい。それから、納税組合も、当然、代表の方もその通知等送らせていただきたいんで、そこまでは納税組合、少なくとも存続してほしいということのお願いとしまして、通知を発送するように準備しておりますので、これから各納税組合のほうには御案内をさせていただくようにさせてもらっております。それから、貯蓄組合法に関するものということでの認識は、納税組合は今持っておりません。以上です。

○議長（山本 芳昭君） 9番、坪倉勝幸議員。

○議員（9番 坪倉 勝幸君） 今後、文書でっていう説明ですけども、この条例は2つ柱があって、納税組合に関する規定と納税奨励金に関する規定とあって、納税奨励金については、先ほど言われたようなことでもいいのかもしれませんが、納税組合を5月までは存続してほしいって言われましたけれども、その後の取扱い等について、どうお考えなのでしょうか。

○議長（山本 芳昭君） 浅田住民課長。

○住民課長（浅田 雅史君） その後の取扱いにつきましては、当然、そこにこれまでの蓄えといいますか、積み立てられたものも当然持とられると思いますし、そういったものは、またその納税組合、これまでの納税組合で蓄えられたものですので、そこで有効的に活用してほしいと思いますので、地域のほうの中で、納税組合の中でそれを有効に活用していくんだということであれば、そういう納税組合という名前を残して活動してもらっても構いませんし、いわゆる任意で、今後も、廃止されるもよし、それからそ

ういった団体で活動されるもよし、この辺りは地域の御判断にお任せするというような形になろうかと思えます。

○議長（山本 芳昭君） 9番、坪倉勝幸議員。

○議員（9番 坪倉 勝幸君） もう少し納税組合に丁寧に説明が必要だと思います。そもそもっていうか、昭和34年7月にこの条例はスタートしてます。その後、7月8日から16日にかけて税務課長を中心として町内各地に出向いて、この条例に基づいて納税組合を設立してくださいって説明に歩かれております。それ以前に、もう既に組み上がった地区もあったようですけども、大半のところはできてないので、7月1日発効の条例に基づいてつくってくださいって説明に回っておられます。私どものところは、7月24日に町長に対して設立届を、名簿を添えて出しておられました。ですので、今の各地域にある納税組合は、この条例によった納税組合だと思っています。この条例がなくなって、この条例には当然、設立届、それから組合での納税とか、それから解散の届けとか規定があります。この条例がなくなって、じゃあ後、地域の納税組合の町としての立ち位置は、さっき自由にやってもらったらいいですよって言われましたけども、行政としてそれでいいんですかっていうところを聞きたいんです。やっぱり、条例に基づいて町がお願いをしてつくってもらった組織です。そうならば、この根拠となる条例をなくすとすれば、やっぱりそれなりに手続とか必要じゃないでしょうか。

○議長（山本 芳昭君） 中村町長。

○町長（中村 英明君） 納税組合の在り方につきましては、本当に、議員おっしゃられるように、それこそ町制が始まった段階からスタートして、長い間の間、納税という形の中で地域の皆さんには、納税組合という組織も含めてですか、高い、どういんでしょうか、納税率の背景を支援していただいたものというふうに私自身も思っていますし、住民の皆さんにも、あるいは組合組織の皆さんにもお礼を申し上げたいというふうには思っています。

議員の、おっしゃられるように、そういった条例の中でうたってあります届出とかそういうところも、経緯の中で設立のお願いをしてきた経緯は当然あったらろうというふうに認識しておりますので、先ほど課長も申しあげましたように、5月末までには当然通帳自体も残していただかないといけないっていう事態がありますので、その以降についての取扱いについては、中身の金銭については、それぞれの地域の皆さんの判断でいただければいいというふうに思っておりますが、条例上の組織の在り方につきましては、しっかりとしたけじめをつけないといけないというふうに思っていますので、内容を精査しながら、どういんでしょうか、廃止届とか、そんな形の、ちょっと名称は別として、そういったところはしっかり整理をさせていただきたいというふうに思っています。

○議長（山本 芳昭君） 9番、坪倉勝幸議員。

○議員（9番 坪倉 勝幸君） 丁寧な説明や取組が必要だと思いますけども、そもそも

この条例、廃止条例を提案されるのに、先ほど言いましたような納税組合の成り立ち、廃止、この条例と現場の納税組合との関係等について、十分な検討がなされていなかったんじゃないかなとも感じます、今のやり取りを聞いておまして。ですので、やっぱりその辺は、本当に、私の一般質問の中でも触れましたが、やっぱり例規、法律、制度は、やっぱりちゃんと熟知をして、こういうことに向かっていただきたいと思うわけがあります。

○議長（山本 芳昭君） 質疑を終結します。

これより討論、採決を行います。

日程第3、議案第85号、日南町納税奨励条例の廃止についての討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君） 討論を終結します。

これより採決を行います。

議案第85号は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君） 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第86号

○議長（山本 芳昭君） タブレット9ページ。

日程第4、議案第86号、日南町税条例の一部改正についてを議題とし、前回の議事を継続します。

本案に対する質疑は前回行いましたが、質疑漏れがあればこれを許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君） 質疑を終結します。

これより討論、採決を行います。

日程第4、議案第86号、日南町税条例の一部改正についての討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君） 討論を終結します。

これより採決を行います。

議案第86号は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君） 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第87号

○議長（山本 芳昭君） タブレット10ページ。

日程第 5、議案第 87 号、日南町国民健康保険税条例の一部改正についてを議題とし、前回の議事を継続します。

本案に対する質疑は前回行いましたが、質疑漏れがあればこれを許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君） 質疑を終結します。

これより討論、採決を行います。

日程第 5、議案第 87 号、日南町国民健康保険税条例の一部改正についての討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君） 討論を終結します。

これより採決を行います。

議案第 87 号は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君） 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第 6 議案第 88 号

○議長（山本 芳昭君） タブレット 20 ページ。

日程第 6、議案第 88 号、日南町介護保険条例の一部改正についてを議題とし、前回の議事を継続します。

本案に対する質疑は前回行いましたが、質疑漏れがあればこれを許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君） 質疑を終結します。

これより討論、採決を行います。

日程第 6、議案第 88 号、日南町介護保険条例の一部改正についての討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君） 討論を終結します。

これより採決を行います。

議案第 88 号は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君） 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第 7 議案第 89 号

○議長（山本 芳昭君） タブレット 21 ページ。

日程第 7、議案第 89 号、日南町国民健康保険条例の一部改正についてを議題とし、

前回の議事を継続します。

本案に対する質疑は前回行いましたが、質疑漏れがあればこれを許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君） 質疑を終結します。

これより討論、採決を行います。

日程第7、議案第89号、日南町国民健康保険条例の一部改正についての討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君） 討論を終結します。

これより採決を行います。

議案第89号は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君） 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第90号 から 日程第13 議案第95号

○議長（山本 芳昭君） タブレット22ページから。

日程第8、議案第90号、令和3年度日南町一般会計補正予算（第6号）、日程第9、議案第91号、令和3年度日南町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）、日程第10、議案第92号、令和3年度日南町介護保険特別会計補正予算（第3号）、日程第11、議案第93号、令和3年度日南町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）、日程第12、議案第94号、令和3年度日南町簡易水道事業会計補正予算（第2号）、日程第13、議案第95号、令和3年度日南町病院事業会計補正予算（第3号）、以上、令和3年度補正予算関係6議案を一括議題とし、前回の議事を継続します。

各案に対する質疑は前回行いましたが、質疑漏れがあればこれを許します。

なお、質疑のときは、議案番号をお示しの上、質疑願います。

4番、久代安敏議員。

○議員（4番 久代 安敏君） タブレットページの98ページです。一般会計補正予算で、下段の福祉保健課の民生一般管理事務で、いわゆる18歳以下の子供への10万円の給付のことです。該当者が395人ということになっていますが、国会でもとうとう岸田総理が現金給付もいいと、自治体の判断に任せるとのことなんですけども、取りあえず、補正予算では5万円しか計上されていません。年内に支給ということを書いてあるわけですけども、5万円部分は。今後、町として、どのような考え方なのか。県内の市町村もいろいろばらばらで、まだ決まってないという状況ですけど、町長の考えをお聞きします。

○議長（山本 芳昭君） 中村町長。

○町長（中村 英明君） 閉会の挨拶のときにも申し上げようと思ってましたけれども、御質問がありましたのでお答えしたいと思います。今回の補正予算で計上させていただいております1人当たり5万円につきましては、通過させていただくようでありましたら、23日の支払いという形で予定をさせていただいております。なお、残りの、今、国会のほうで議論されております、現金なのかクーポンなのかって話のお話だというふうに思っておりますが、基本的に、その財源は補正予算でありますので、国会の補正予算が通過した段階でという話になるというふうに基本的には思っています。ですから、その中で要綱あたりが正式なものが出てくるっていうふうに思っていますので、その段階から、またその辺の内容も加味しながら、再検討はしていかないといけないっていうふうに思っておりますが、現時点では、議員おっしゃられるように、現金でもいいですよっていう話が出てきておりますし、また、一括という支払い方法も認めますっていう報道が、昨日のほうで出てきてるっていうふうに思っておりますので、県内の市町村あたりもいろんな捉え方があってますので、一概には申し上げませんが、ただ、やはり私自身は、やっぱり受給者のほうが、もらえる皆さんがやっぱり使い便利がいいってところが重視した形の中で整理をしていきたいというふうに思っていますし、できるだけ速やかに交付をしてあげたいというふうに思っておりますので、また、臨時議会等も含めて、御審議いただきたいというふうに思ってますが、現時点では、私自身は、現金という方向が望ましいのかなというふうには、現時点では思ってます。以上です。

○議長（山本 芳昭君） 4番、久代安敏議員。

○議員（4番 久代 安敏君） ということは、1月に開会予定の、一応スケジュール的には議会でも言われていますが、臨時会で、国の補正予算が決定した時点で対応するというので、確認させていただいてよろしいでしょうか。

○議長（山本 芳昭君） 中村町長。

○町長（中村 英明君） そのとおりであります。

○議長（山本 芳昭君） 5番、近藤仁志議員。

○議員（5番 近藤 仁志君） 同じ項目の98ページ、下段であります。ちょっと確認をさせていただきたいと思います。この説明文の中にゼロ歳から高校3年までの子供1人当たりという具合にうたってありますが、この高校3年生までというのは、19歳の高校生でもよいのか。要するに、いろんな事情があって、日南町にそういった事例があるのかないのかは分かりませんが、病気で1年留年されたり、そういった方がおられるとか、いろんな条件で高校生という区切りが、果たして適当であるのか適当でないのか、その点の確認をしておきたいと思います。

○議長（山本 芳昭君） 渡邊福祉保健課長。

○福祉保健課長（渡邊 輝紀君） 説明資料のほうには、高校生というような表記をさせていただいておりますが、基本的には18歳以下ということで、生年月日が指定されておりますので、現在の18歳以下ということでの支給になろうかと思っております。

○議長（山本 芳昭君） 5 番、近藤仁志議員。

○議員（5 番 近藤 仁志君） これはやっぱり、国のほうのあれには注釈入れて書いてあるようでありますので、そういった表記もやはり必要ではないかと思いますが、どうでしょう。

○議長（山本 芳昭君） 渡邊福祉保健課長。

○福祉保健課長（渡邊 輝紀君） 御指摘いただいたとおりだと思いますので、今後、そのような形で表記のほうはさせていただきたいというふうに思います。

○議長（山本 芳昭君） 以上で質疑を終結します。

これより討論、採決を行います。

討論、採決は議案ごとに行います。

日程第 8、議案第 9 0 号、令和 3 年度日南町一般会計補正予算（第 6 号）の討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君） 討論を終結します。

これより採決を行います。

議案第 9 0 号は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君） 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第 9、議案第 9 1 号、令和 3 年度日南町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）の討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君） 討論を終結します。

これより採決を行います。

議案第 9 1 号は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君） 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第 1 0、議案第 9 2 号、令和 3 年度日南町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）の討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君） 討論を終結します。

これより採決を行います。

議案第 9 2 号は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君） 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決され

ました。

日程第11、議案第93号、令和3年度日南町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君） 討論を終結します。

これより採決を行います。

議案第93号は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君） 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第12、議案第94号、令和3年度日南町簡易水道事業会計補正予算（第2号）の討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君） 討論を終結します。

これより採決を行います。

議案第94号は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君） 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第13、議案第95号、令和3年度日南町病院事業会計補正予算（第3号）の討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君） 討論を終結します。

これより採決を行います。

議案第95号は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君） 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第14 議案第96号

○議長（山本 芳昭君） タブレット追加議案書ファイルをお開きください。2ページ。

日程第14、議案第96号、工事請負契約の変更について（日南町庁舎空調設備改修工事）を議題とします。

本案につき、提案者から提案理由の説明を求めます。

中村町長。

○町長（中村 英明君） 議案第96号、工事請負契約の変更について（日南町庁舎空調

設備改修工事) がありますが、次のとおり工事請負契約を変更することにつきまして、地方自治法第96条第1項の規定よりまして、本議会の議決を求めるものでございます。

工事名ですが、日南町庁舎空調設備改修工事。変更の理由ですが、機器の設置台数の増加等による増額をお願いするものでございます。変更契約の金額ですが、当初が1億6,148万円ちょうどでしたけれども、変更後の額が1億6,869万4,900円とする内容でございます。これによりまして、増額の金額でございますが、721万4,900円、消費税込みの金額でございます。契約の相手方ですが、鳥取県米子市旗ヶ崎2200番地、米子ガス産業株式会社、代表取締役、宇田川俊宏でございます。

なお、変更理由の内容ですが、先ほどエアコンの設置の台数の増加というふうに申し上げましたが、その内容も含めてですが、天井復旧工事の増額、あるいは室外機の周辺のフェンスの設置の追加、それとその他精査ということで、いろいろな区分のところの最終の精査によりまして変更の内容を含み、トータル的なところの中で先ほど申し上げました増額ということでの内容でございます。よろしく申し上げます。

○議長(山本 芳昭君) これより本案に対する質疑を許します。

4番、久代安敏議員。

○議員(4番 久代 安敏君) 工事請負契約の増額の理由に機器の台数が増えたということですけども、設計段階で想定されていなかった台数なんですか。ちょっとその辺のことを詳しく述べてください。

○議長(山本 芳昭君) 木下総務課長。

○総務課長(木下 順久君) 御質問にありました設置機器の増でございますけども、こちらにつきましては、車庫棟のエアコン、2階のエアコンになりますが、当初、今回の事業の中からは外れておりましたが、昨年度、工事期間中にエアコンの故障が発見されました。今回の更新工事の中で一緒に施工するということで方針を決めまして、この部分を増嵩させていただいたところでございます。

○議長(山本 芳昭君) 1番、大西保議員。

○議員(1番 大西 保君) 今、先ほど、町長の御説明の中で、室外機の設備が増ということで、フェンスの増設ということですが、これ騒音対策として増えると思うんですが、これは幾らぐらいフェンスの追加見積りがあったんでしょうか。

○議長(山本 芳昭君) 木下総務課長。

○総務課長(木下 順久君) まずは、室外機の車庫棟側の住宅地に面したところにつきまして、フェンスを今回設置を、50万ほどの事業費で設置をさせていただいて、いわゆる迷惑をおかけしないというところの予防的な施工をさせていただいたところでございます。

○議長(山本 芳昭君) 以上で質疑を終結します。

これより討論、採決を行います。

日程第14、議案第96号、工事請負契約の変更について(日南町庁舎空調設備改修

工事)の討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(山本 芳昭君) 討論を終結します。

これより採決を行います。

議案第96号は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(山本 芳昭君) 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第15 令和3年陳情第6号 及び 日程第16 令和3年陳情第7号

○議長(山本 芳昭君) タブレット議会報告・発議ファイルをお開きください。1ページから2ページ。

日程第15、令和3年陳情第6号、辺野古新基地建設の中止と、普天間基地の沖縄県外・国外移転について国民的議論を行い、憲法に基づき公正かつ民主的に解決するべきとする意見書の採択を求める陳情、日程第16、令和3年陳情第7号、日野高等学校黒坂校舎グラウンドの陸上競技場トラック整備についてを議題とします。

各陳情は、さきに総務教育常任委員会に審査を付託していますので、委員長に委員会における審査の経過及び結果について報告を求めます。

総務教育常任委員会委員長、大西保議員。

○総務教育常任委員会委員長(大西 保君)

陳情審査報告書

令和3年12月14日

日南町議会議長 山本 芳昭 様

日南町議会 総務教育常任委員会
委員長 大西 保

先に、本委員会に付託された令和3年陳情第6号「辺野古新基地建設の中止と、普天間基地の沖縄県外・国外移転について国民的議論を行い、憲法に基づき公正かつ民主的に解決するべきとする意見書の採択を求める陳情」につき、審査の結果を報告する。

審査の経過及び結果

本委員会は、令和3年12月9日に委員会を開催し、慎重審議した結果、次の理由により、賛成少数をもって不採択と決定した。

理 由

普天間基地の危険性、国の防衛と安全保障等多くの課題解決のため、現在進めている普天間基地の移転を実現するためには、辺野古への基地建設が必要と考える。

陳情審査報告書

令和3年12月14日

日南町議会議長 山本 芳昭 様

日南町議会 総務教育常任委員会
委員長 大西 保

先に、本委員会に付託された令和3年陳情第7号「日野高等学校黒坂校舎グラウンドの陸上競技場トラック整備について」につき、審査の結果を報告する。

審査の経過及び結果

本委員会は、令和3年12月9日、10日に委員会を開催し、慎重審議した結果、次の理由により、全員一致をもって採択と決定した。

理 由

財政負担や維持管理等については決まっていないが、日野郡のスポーツ活動拠点となり、子供たちのスポーツクラブ育成や振興に役立つと考える。

.....

○議長（山本 芳昭君） これより委員長報告に対する質疑を許します。

質疑のときは、陳情番号をお示しの上、質疑願います。

8番、岡本健三議員。

○議員（8番 岡本 健三君） 陳情第6号に関する質疑です。

辺野古への基地建設が必要ということでしたけれども、これはなぜ辺野古なんでしょう、ほかの地域じゃいけないんでしょうか。

○議長（山本 芳昭君） 1番、大西保議員。

○総務教育常任委員会委員長（大西 保君） これは過去の経過で、ずっと最終的に普天間の移転を早くやるために、沖縄県内の辺野古をずっと経過がありますので、いろいろと。ということです。ですから、もう要するに、辺野古に決まってるよということです。

○議長（山本 芳昭君） 8番、岡本健三議員。

○議員（8番 岡本 健三君） その過程で、十分ほかの地域をどうするかということは、例えば、候補地を幾つか上げて検討するなどということはされたんでしょうか。

○議長（山本 芳昭君） 1番、大西保議員。

○総務教育常任委員会委員長（大西 保君） これは、日本政府がいろいろ検討した結果なんです。これは長い経過があります。端的に、1年、2年で終わった経過ではございません。民主党政権以前から、もうずっと経過して決まったわけですので。以上です。

○議長（山本 芳昭君） 8番、岡本健三議員。

○議員（8番 岡本 健三君） 長い経過とおっしゃりますが、長い経過にもかかわらず、先日、軟弱地盤の問題が問題になって、それに対して防衛省が変更申請を沖縄県にしたわけですが、それが今になって、県が不認定とするというような結果が出てま

す。長い時間がたってる割には、随分ずさんな工事が行われてるんじゃないでしょうか。

○議長（山本 芳昭君） 岡本議員、質疑をお願いします。（発言する者あり）お待ちください。

○議員（8番 岡本 健三君） 今質疑ですけど……。

○議長（山本 芳昭君） 質疑をお願いします。委員長に対する質疑をお願いします。

○議員（8番 岡本 健三君） それじゃあ、いいです。じゃあ、いいです。じゃあ、討論で言います。

○議長（山本 芳昭君） 質疑を終結します。

これより討論、採決を行います。

討論、採決は、陳情ごとに行います。

日程第15、令和3年陳情第6号、辺野古新基地建設の中止と、普天間基地の沖縄県外・国外移転について国民的議論を行い、憲法に基づき公正かつ民主的に解決するべきとする意見書の採択を求める陳情の討論を許します。

まず、原案である陳情第6号に対する賛成者からの発言を許します。

8番、岡本健三議員。

○議員（8番 岡本 健三君） 私は、この陳情を採択すべきとの立場から討論いたします。

この陳情が訴えているのは、あなたが住んでいる町に米軍の新しい基地ができると言われたらどう思いますか。沖縄の基地のことを自分の町の基地のこととして、考えてみてくださいということです。沖縄の辺野古新基地は、危険な普天間基地の代替との名目で工事が進められております。しかし、軟弱地盤の改良のため、防衛省が設計変更を求めたのを、先月25日に沖縄県が技術的な問題から不承認とするなど、その工事自体が完成するかどうか危ぶまれている、大変怪しげな工事です。そして、それ以前に、なぜ代替基地をあえて沖縄に造るのかという問題があります。地政学的理由などと言われたこともありますが、航空機やミサイルなどが主要な武器である現在、沖縄に基地を集中させる意味があるのでしょうか。現に、安倍元首相は、2018年に国会で普天間基地の移設先が同じ沖縄県内となった理由を問われ、本土の理解が得られないからと答弁しています。また、米国の高官らも、日本のどこであってもよい、沖縄基地は中国に距離が近過ぎるため、対中国では地理的優位性はなく、むしろ脆弱だなどと発言しています。これらの発言は、基地の負担を沖縄だけに押しつけて、見て見ぬふりをするに何の道理もないことを示しています。この陳情は、米軍基地の必要性を必ずしも否定していません。もし日本人が、米軍基地を必要だと考えるのであれば、その負担は沖縄だけでなく日本全国全ての自治体が平等に引き受けるべきだと訴えてるのです。つまり、全ての日本人が、自分の町に基地ができたらどうするか、自分事として捉えた上で米軍基地の必要性について真剣に考えてほしい、そう求めているわけです。至って真っ当で、当然の要求だと思います。以上で討論を終わります。

○議長（山本 芳昭君） 次に、陳情原案に対する反対者からの発言を許します。

2番、岩崎昭男議員。

○議員（2番 岩崎 昭男君） 私は、この陳情を委員長報告のとおり不採択とすべき立場で討論いたします。

委員会でも述べましたけれども、辺野古新基地建設に関しては、普天間基地の危険性の問題、国の防衛と安全保障の問題、自然環境破壊の問題、地域の雇用と産業の問題など、様々な問題と論点がございます。しかしながら、そもそも米軍の普天間飛行場から辺野古基地への移転問題の発端は、1995年に発生しました米兵少女暴行事件や住宅や公共施設が密集する地域での事故、騒音の問題のためでありました。米軍普天間飛行場の固定化を防ぎ、普天間飛行場の移転を実現するためには、辺野古への米軍基地の建設が必要だと考えます。

また、先ほど賛成者から討論がありましたけれども、移転先の決定の件でございます。これにつきましては、1998年に稲嶺知事が移転候補先として辺野古を表明いたしました。それ以降、国のほうが閣議決定をし、それから政権交代など、様々な変化があったわけでございますが、2013年に仲井眞知事が辺野古埋立てを承諾したというような経過もございます。そういうような中で実施されたものでありまして、このたびの陳情につきましては、委員長の報告のとおり不採択とすべきという立場で討論いたします。以上です。

○議長（山本 芳昭君） 4番、久代安敏議員。

○議員（4番 久代 安敏君） 私は、本陳情を採択すべきだという立場で討論を行います。

1996年、今から25年前にSACO合意がありました。当時、橋本首相でした。それから25年たって、なぜ普天間飛行場が辺野古移設が絶対いいと言いながらできなかったのか。いろいろ経過はあります。当時、稲嶺知事も、先ほど同僚議員が申し上げたとおり、賛成をしておりました、辺野古移設に。ですけども、住民投票が2度ありました。沖縄県民は辺野古移設に反対の民意を表明しています。そして、その辺野古の大浦湾ですよ。あそこはマヨネーズ状態だと言われて、2015年に本当は詳しい調査をしていますが、政府はそれを黙殺していたのであります。ですから、これは、あと何年かかるか分からない。大浦湾を埋め立てて飛行場を造るなんて、私はできないと思っております。ですから、辺野古移設を本当に言う前に、日本には米軍基地は幾らでもありますよね、岩国や佐世保、それから三沢基地も有名な、横田もありますし。どこでも広い空港を造成、本当に造ろうと思えば造成できるんですよ、今すぐにでも。けども、辺野古にこだわっている、それは正しくないと思います。やっぱり国民全体で、陳情にあるように、広く皆さんが本当に抑止力というなら、基地が抑止力というなら、本当に国民全体で考えてみるべきじゃないかという陳情なんです。ですから、私は採択して、政府に意見書を出して、もう一度一から根本的に考え直してほしいという意味で採択すべ

きの討論といたします。

○議長（山本 芳昭君） 討論を終結します。

これより採決を行います。

令和3年陳情第6号に対する委員長報告は、不採択です。よって、採決は、陳情の原案について行います。

本陳情を採択とすることに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（山本 芳昭君） 起立2名です。起立少数です。よって、本陳情は、委員長報告のとおり不採択とすることに決定しました。

日程第16、令和3年陳情第7号、日野高等学校黒坂校舎グラウンドの陸上競技場トラック整備についての討論を許します。

〔討論なし〕

○議長（山本 芳昭君） 討論を終結します。

これより採決を行います。

令和3年陳情第7号に対する委員長報告は、採択です。

本陳情は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君） 異議なしと認めます。よって、本陳情は、委員長報告のとおり採択とすることに決定しました。

日程第17 発議第12号

○議長（山本 芳昭君） タブレット3ページから5ページ。

日程第17、発議第12号、島根原発の廃炉を求める意見書提出についてを議題とします。

本件につき、提案者からの趣旨説明を求めます。

8番、岡本健三議員。

○議員（8番 岡本 健三君）

.....
発議第12号

島根原発の廃炉を求める意見書提出について

上記の議案を、別紙のとおり日南町議会会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出する。

令和3年12月14日提出

提出者 日南町議会議員 岡本 健三

賛成者 同 久代 安敏

.....

——では、意見書の案を読み上げます。

島根原発の廃炉を求める意見書（案）

島根原子力発電所2号機の再稼働について、市民の意向を問い、その意思を的確に反映させる住民投票条例の制定を求める署名活動が、島根原発の30km圏内にある3つの自治体、米子市、境港市、松江市で行われている。いずれの自治体でも条例制定の直接請求に必要な数の署名が集まり、そして署名がさらに増え続けている。このことは原発の再稼働に対して多くの住民が強い懸念と不安を抱いていることをはっきり示している。当然ながら、2号機と同じ敷地内にある3号機についても同様の懸念と不安がある。

原子力規制委員会は、島根原発2号機が規制基準に適合することを確認した。しかし、規制委員会の審査に住民の避難計画は含まれていない。国や島根県などがまとめた避難計画には避難先、避難方法などの面で課題があり、これらが住民の強い懸念と不安のひとつの大きな原因となっている。

そして、たとえ迅速で適切な避難が行われたとしても、原発の事故によって周辺の住民が受ける被害は甚大である。2011年3月の福島第1原発の事故では直後に16万人が避難し、現在も約8万人が避難を続けている。故郷を追われ地域のコミュニティを破壊された人達の苦しみは計り知れないものがある。さらに、事故当時子どもだった人達は甲状腺がんなどの大きな危険にさらされている。また広大な農地が汚染されたにも関わらず、国は農地表面に残った放射性物質の測定をしていない。そのため、帰還して農業を再開した農家の多くが、自分の農地の汚染状況を知らされないまま農作業を続けている。農家の被曝は事故前より確実に増えているはずだが、国はそれに対して何の補償もしようとしていない。

また、事故直後は原発から30km以上離れた地域でも農産物の出荷停止などの措置がとられ、農家は精神的にも経済的にも大変苦しい状況に追い込まれた。福島県須賀川市では、事故の影響で野菜を出荷できなくなった専業農家の男性が事故から半月ほどして自殺した。事故から3か月後には、福島県相馬市で酪農を営んでいた男性が堆肥小屋の壁に「原発さえなければ」と書き残して自殺した。いずれも原発から30km以上離れた地域で起こった痛ましい出来事である。島根原発から近いところで40km圏内、遠いところでも60km圏内にある日南町の住民にとって決して他人事ではない。

もし島根原発が稼働すれば、過酷事故の不安と恐怖に私達は日々さいなまれることになる。そのような事態を避けるため、下記の事項が速やかに実現されるよう強く要請する。

記

1. 中国電力島根原子力発電所2号機の再稼働をとりやめ、速やかに廃炉の作業を始めること。
2. 同3号機を、核燃料を装荷することなく廃炉とすること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

2021年12月14日

鳥取県日野郡日南町議会

(提出先)

衆議院議長 細田博之様

参議院議長 山東昭子様

内閣総理大臣 岸田文雄様

内閣府特命担当大臣(原子力損害賠償、廃炉等支援機構)、

経済産業大臣 萩生田光一様

内閣府特命担当大臣(原子力防災)、環境大臣 山口 壯様

復興大臣、福島原発事故再生総括担当 西銘 恒三郎様

以上です。

○議長(山本 芳昭君) これより本件に対する質疑を許します。

[質疑なし]

○議長(山本 芳昭君) 以上で質疑を終結します。

これより討論、採決を行います。

日程第17、発議第12号、島根原発の廃炉を求める意見書提出についての討論を許します。

まず、本件に対する反対者からの発言を許します。

7番、古都勝人議員。

○議員(7番 古都 勝人君) 今、提出されました方の文章を読みますと、私も心が痛むところでもあります。2011年3月11日だったでしょうか。東日本の大震災で福島第一がメルトダウンをして、御説明のあったように非常に大きな被害が出ておって、今でも地下水汚染で大変な状況で、11年がたってもこの状況でありますので、非常に不安がございます。しかしながら、私が考えますのには、現在、先般のG7でもございましたが、地球温暖化をどう防止するかとか、いろいろ大枠が決まってきたところでございます。それにのっとり日本国も協力しなければいけないということで、ある程度のフレーム方針が出ておりますけれども、いざ具体的にそれを進めるために、今の日本の国において、電力供給が火力、それから水力、風力、ソーラー、波動等で、それに原発ですね、全体の電気量を賄っておるところでございます。ただいまの提出は、速やかにというふうな表現をいただいておりますが、やはり計画的にそういった世界の目標、日本の目標を達成するために計画をしっかりとって、今のような原子力発電の事故がないように努めていかなければならないと思います。

思い出していただきますと、十数年前電力が不足して、我々も節電をして東日本に電気を送ったという経過があります。今はイルミネーションということで非常に電気を使

っておりますけれども、やはりそういうことも踏まえて、産業の振興が停滞しないように、地域住民の生活に影響が起らないようにしていくためには、願意である速やかということにはならない。計画的にそういったことも検討するべきであると私は考えますので、本陳情に対しましては、反対をいたします。以上です。

○議長（山本 芳昭君） 次に、本件に対する賛成者からの発言を許します。

4番、久代安敏議員。

○議員（4番 久代 安敏君） 今現在、島根原発は1機も稼働していません。しかし、電力は足りています、中国電力管内。経済も産業も、コロナ危機とはいえ、経済も産業も普通に動いています。意見書にありますように、もし一たび原発事故が起こったら、安心して避難することなどできないのであって、本当に今、福島原発の事故で多くの人が苦しんでいます。そして、まともな補償も、一部裁判で得られていますけども、まだまだ係争中の裁判が多くあります。そして今、全国で震度5クラスの地震が相次いでいます。私は、本当にこのことを心配しています。地震が起こったら、すぐ原発は大丈夫かということ気をしなけりゃ暮らせない、こういう日本に私たちは住んでいるのです。そして、中国電力がまともな避難計画も示せない、そういう中国電力は非常に責任が重たい。企業のモラル、モラルハザード、本当に深刻な状態だと私は考えています。

よって、この意見書をやっぱり政府に、日本全国の原発、今、再稼働している原発もありますけども、本当にエネルギー政策を抜本的に見直して、クリーンエネルギー、再生可能エネルギーに進むべきだと。もちろん100%再生可能エネルギーに即移行できるとは私も思いませんが、やっぱりそういう方向性をきちっと示して、まさにSDGsの日本、それを構築していくためにも、原発に頼るやり方はやめるべきだということで、島根原発の廃炉を求める意見書に賛成の立場の討論といたします。以上です。

○議長（山本 芳昭君） ほかにありませんか。

6番、荒木博議員。

○議員（6番 荒木 博君） 私は、意見書に反対の立場で討論をいたします。

先ほど賛成の委員の方がおっしゃっていましたが、近年は、昨日もアメリカで大きな竜巻が発生をして大変な被害であったわけです。つまり、地球環境としては本当に深刻な事態になってきたというふうに思っております。当然、昨年、菅総理が2050年カーボンニュートラルの宣言をいたしました。現時点では、すぐに自然エネルギー、再生可能エネルギーに転換することはまず不可能です。やはり、島根原発に限らず、原発の再稼働というのはどうしても必要になってくるのではないかとこのように私は考えております。当面の間は、自然エネルギーに移行するまで原発の稼働は必要というふうに考えます。以上です。

○議長（山本 芳昭君） 討論を終結します。

これより採決を行います。

発議第12号は、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（山本 芳昭君） 起立 2 名です。起立少数です。よって、本件は、否決されました。

日程第 1 8 発議第 1 3 号

○議長（山本 芳昭君） タブレット 6 ページから 7 ページ。

日程第 1 8、発議第 1 3 号、憲法改正に反対する意見書提出についてを議題とします。本件につき、提案者からの趣旨説明を求めます。

4 番、久代安敏議員。

○議員（4 番 久代 安敏君）

.....

発議第 1 3 号

憲法改正に反対する意見書提出について

上記の議案を、別紙のとおり日南町議会会議規則第 1 4 条第 1 項及び第 2 項の規定により提出する。

令和 3 年 1 2 月 1 4 日提出

提出者 日南町議会議員 久 代 安 敏

賛成者 同 岡 本 健 三

.....

憲法改正に反対する意見書（案）

行き詰って相次いで政権を投げ出した安倍・菅政権をひきついだ岸田文雄政権は、2021年の総選挙で改憲発議に必要な3分の2の議席を手に入れた。

岸田首相は、中国や朝鮮を念頭に違憲の「敵基地攻撃能力の保有」をとなえ、歴代政権がかろうじて維持してきた防衛費の対GDP比1%以内の原則をも放棄して2%以上を主張するなど、米国をはじめ欧米諸国との軍事同盟を強化し、「戦争する国」づくりを進め、アジアの緊張を高めている。

しかし、この道の障害となるのが憲法9条など、日本国憲法の理念である。

改憲派は次の参議院選挙をにらみながら、9条に自衛隊を書き込むこと、緊急事態条項を創設することなどを内容とする自民党改憲4項目案をベースにして、国会の憲法審査会での改憲案づくりを急ごうとしている。

私たちは、国会が改憲の発議をすることを許さず、全ての戦争に反対し、憲法を生かし、平和と民主主義、人権、環境、暮らし・医療・公衆衛生向上などを実現する政治を求める。

よって、本議会は次の事項について実現することを強く求める。

記

1. 自民党が提唱する憲法9条に自衛隊を書き込むことなどの改憲4項目に反対する。

2. 憲法を生かし、平和と民主主義、人権、環境、暮らし・医療・公衆衛生向上などを実現する政治を求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年12月14日

鳥取県日野郡日南町議会

(提出先)

衆議院議長 細田博之様

参議院議長 山東昭子様

内閣総理大臣 岸田文雄様

外務大臣 茂木敏充様

防衛大臣 岸信夫様

.....
以上です。

○議長(山本 芳昭君) これより本件に対する質疑を許します。

[質疑なし]

○議長(山本 芳昭君) 以上で質疑を終結します。

これより討論、採決を行います。

日程第18、発議第13号、憲法改正に反対する意見書提出についての討論を許します。

まず、本件に対する反対者からの発言を許します。

2番、岩崎昭男議員。

○議員(2番 岩崎 昭男君) 私は、この意見書提出に反対の立場で討論いたします。

自民党の憲法改正案4項目とは、1つには、自衛隊の明記と自衛隊の措置の言及、2つには、国会や内閣の緊急事態への対応を強化、3つには、参議院の合区解消、4つには、教育環境の充実ということとなっております。提案されました意見書の中には、戦争をする国づくりという言葉がございますが、憲法改正案では、9条第1項、第2項を残しつつ、自衛隊を明文化するとされており、多くの国民が誇りに思っているこの条項を残しつつ、現憲法の最大の食い違いである自衛隊の存在を明文化する方向性には賛同できます。また、憲法第47条、92条の改正による参議院議員の合区解消は、大都市に人口が集中する中、定数を人口で割り振れば地方の議席は減るばかりでございます。地方の声が国政に届きにくくなるという私たちの身近な問題と捉えております。よって、憲法改正を強く望むところでございます。いずれにせよ、憲法が制定、施行されてから七十数年経過し、現在の国際情勢や国内の情勢は大きく変化しております。時代の推移とともに社会の価値観も変化していくことを考えますと、時勢の変遷に適応し、憲法の条文を加筆、修正していくことは必要であると考えます。以上です。

○議長(山本 芳昭君) 次に、本件に対する賛成者からの発言を許します。

8 番、岡本健三議員。

○議員（8 番 岡本 健三君） 私は、憲法改正に反対する意見書を採択すべきとの立場から討論します。

自衛隊の明記については、委員会でも発言がありましたけれども、自衛隊は行政機関の一部なので、特に明記しなくてもちゃんと憲法の中にある意味で含まれているということになっています。それと、ほかの項目については、別に憲法を改正しなくても、自民党案を実現することができます。

それで、あと、根本的な問題としてちょっと申し上げておきたいんですけども、まず、先日、町のふれあい人権講座でも取り上げられましたけども、中村哲医師の言葉を紹介したいと思います。信頼は、一朝にして築かれるものではない。利害を超え、忍耐を重ね、裏切られても裏切り返さない誠実さこそが、人々の心に触れる。それは、武力以上に強固な安全を提供してくれ、人々を動かすことができる。私たちにとって、平和とは理念ではなく現実の力なのだ。私たちは、いとも安易に戦争と平和を語り過ぎる。武力行使によって守られるものとは何か、そして、本当に守るべきものとは何か、静かに思いを致すべきかと思われる。

御存じのとおり中村医師は、アフガニスタンの山岳地帯などに幾つもの診療所を建て、病気に苦しむ多くのアフガン人を救いました。また、用水路の建設によって、1万6,500ヘクタール、65万人の安定かんがいという巨大プロジェクトを実行するなど、数々のプロジェクトを成功に導きました。その言葉は、私たちが国際社会を生き抜くためのまたとない道しるべとなるのではないのでしょうか。中村医師の言葉は空虚な理想ではありません。多数の部族がひしめき合い、時には互いの利害をめぐる争いの中、そして米軍との戦闘で子供たち、罪のない人たちが容赦なく殺される中で、多くの難しい事業を成功させたその実践に裏打ちされた確かな理念なのです。

最近、敵基地攻撃能力などという空虚で無益な妄想がまことしやかに語られています。こんなときこそ、私たちは中村医師の言葉に学ぶべきではないのでしょうか。それは、取りも直さず9条を中心とする現在の憲法をしっかりと理解し実践して、平和とは理念ではなく現実の力であることを、私たちが示すことにほかなりません。今、憲法の改変を論ずるのは、日本の力を自ら損なう自殺行為であると申し上げ、私の討論とします。以上です。

○議長（山本 芳昭君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君） 討論を終結します。

これより採決を行います。

発議第13号は、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（山本 芳昭君） 起立2名です。起立少数です。よって、本件は、否決されまし

た。

日程第 19 議員派遣の件

○議長（山本 芳昭君） タブレット 8 ページ。

日程第 19、議員派遣の件を議題とします。

今後予定されています議員派遣の件については、タブレット 7 ページのとおりです。

お諮りします。議員派遣について御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君） 異議なしと認めます。よって、議員派遣の件は、記載のとおり決定しました。

日程第 20 委員会の閉会中の継続調査について

○議長（山本 芳昭君） タブレット 9 ページ。

日程第 20、委員会の閉会中の継続調査についてを議題とします。

委員会の閉会中の継続調査については、申出書記載のとおり、議会運営委員会、総務教育常任委員会、経済福祉常任委員会、議会広報常任委員会、住宅政策及び中心地域調査特別委員会、以上、それぞれの委員長から次期定例会が招集されるまでの間、閉会中の継続調査の申出がありました。

お諮りします。各委員長の申出書のとおり、閉会中の継続調査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君） 異議なしと認めます。よって、委員長の申出のとおり、閉会中の継続調査に付することに決定しました。

○議長（山本 芳昭君） ここで、執行部から発言が求められていますので、これを許します。

中村町長。

○町長（中村 英明君） 12月定例議会閉会に当たりまして、一言御挨拶をさせていただきたいと思っております。

まずは、本定例会に付議しました全ての議案につきまして、御承認を賜りましてありがとうございました。速やかな執行に努めてまいりたいというふうに思っております。

経済対策のお話ですが、今回の補正予算の中でありました18歳以下の子供向けの現金5万円の給付でございますが、先ほども答弁させていただきましたが、12月の23日に振り込む予定で今準備をさせていただいております。ただ、23日の支給の対象者につきましては、現在、児童手当を受給されてる方が該当者であります。高校生の皆様につきましては、速やかに申請をしていただく手続を進めておりまして、そ

の後の振込とさせていただきますので、御承知おきいただければというふうに思っております。また、生活困窮者向けの給付金につきましては、現在進められております臨時国会の動向を得て、来年早々の予算化に向け準備を進めてまいりたいというふうに思っておりますので、少しお時間をいただきますようお願いいたします。また、18歳以下の残りのクーポン券に係る現金につきましても、あわせて早急な支給に心がけていきたいというふうに思っています。さらには、地方創生の臨時交付金というところが補正予算の中で組み込まれてるというふうに思っておりますので、そうしたことも合わせて、町としての経済対策を整理し、お示しをしていきたいというふうに思っております。

次に、ワクチンの関係でございますが、重ねてになりますけれども、お伝えをさせていただきたいというふうに思っております。ワクチン接種の発送につきましては、17日、今週の金曜日から発送という予定をさせていただいております。まず、高齢者の皆様に第2回目の接種が終えられて7か月経過の方から順次発送をする予定です。接種日につきましては、1月からではありますけれども、希望者の方は、まず予約をお願いをしたいというふうに思っております。先が見通せない中、あるいは一、二回目の接種で副反応を経験しつらかったという方もおられると思いますけれども、まだまだ予断を許すことができない状況でもあります。第3回目の接種を多くの町民の皆さんが考えていただき、集団免疫地域をより多くつくっていくことが重要と考えております。

最後になりますけれども、2021年、様々なことがありましたけれども、昨年から続いておりますコロナ対策で明け暮れた1年でもありました。町民の皆様には、重ねてになりますが、御協力をいただき、お礼を申し上げたいというふうに思っております。これから、日に日に寒さが増してまいります。議員各位、町民の皆様には、御健康には御留意いただき、輝かしい新年を迎えられますことを御祈念申し上げまして、私からの閉会に当たりましての挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（山本 芳昭君） お諮りします。今期定例会に付議された案件は、以上をもって全て議了しました。

これをもって会議を閉じ、今期定例会を閉会としたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君） 異議なしと認めます。よって、令和3年第8回日南町議会定例会の会議を閉じ、閉会とします。

午前10時19分閉会

議長挨拶

○議長（山本 芳昭君） 閉会に当たり、一言御挨拶申し上げます。

今年も余すところ半月となりました。今期定例会は、7日から本日までの8日間であ

りました。提案された条例の廃止と一部改正、補正予算関係等重要案件については、慎重に審議をいただき、全議案議了いたしました。厚くお礼を申し上げます。

一般質問では2日間にわたり、8名の議員が質問をされ、活発な議論が行われました。そうした中、7日の午後、一般質問中に放送機器の故障によって会議が中断し、議場内の皆様をはじめ、中継を御覧の皆様にご迷惑をおかけいたしました。今後、このようなことが起きないように、早急に原因を特定して対処いたしたいと存じます。

師走恒例の今年の漢字は「金」が選ばれました。コロナ禍で開催された東京オリンピック・パラリンピックでの日本人選手が多数の金メダルを獲得したほか、大谷翔平選手の活躍、さらに松山英樹選手の日本人初のマスターズ制覇など、国内外でこれまでになし得なかった多くの金字塔が打ち立てられたこと。また、コロナ対策として飲食店などへの休業支援金や給付金など、お金にまつわる話題が多く、「金」が選ばれたようです。

昨日、国会で18歳以下への10万円相当の給付について、やっと方針が決まったようです。今期定例会までに決定されていれば、全額給付が可能だったと思いますが、今からでは事務手続が間に合わず、年内は15歳以下5万円の給付となります。政府には地方の事情も考慮した政策の実行を強く求めたいと思います。

これから年末年始を迎え、寒さが一段と厳しくなっています。報道によりますと、変異型コロナウイルス、オミクロン株が発見されたり、感染の第六波も懸念されています。今までと同様、コロナ対策に十分留意をしていただきますとともに、体調管理に十分注意をされ、健康で明るい新年をお迎えになられますよう、御祈念申し上げます。議員各位、執行部の皆様には、町民の福祉増進のため、ますますの御尽力をお願いを申し上げます、閉会の挨拶といたします。御協力ありがとうございました。
